



JSOP Newsletter No.22

日本海洋政策学会ニュースレター

2026年2月

《目次》

【学会からのお知らせ】

○ 第17回年次大会報告《全体概要》 《プログラム》	2
同 《内容報告》	3
○ 第17回定例総会（書面審議）表決書集計	8
○ 第35回定例会理事会で副会長交代の人事が承認されました	8
○ 学生小論文表彰3編、全文掲載	8
○ 日本海洋政策学会誌 第15号	18
○ 学会活動日誌（2025年12月～2026年2月）	18

【海洋政策情報】

● 11/25 カルヴァーリヨ ISA事務局長、茂木外務大臣表敬	19
● 12/12 日本、BBNJ協定加入書寄託	19
● 12/16 国土交通省「第10回海における次世代モビリティに関する産学官協議会」開催	19
● 12/23 再エネ海域利用法改正法関連政令が閣議決定	19
● 1/5 国内初の浮体式洋上ウインドファームの商用運転開始	19
● 1/11～2/14 JAMSTEC「ちきゅう」出航、南鳥島EEZ海域での採鉱システム接続試験実施へ ...	20
● 2/1 海洋状況表示システム（海しる）リニューアル	20

【セミナー・シンポジウム情報】

● 2/11 第5回神戸PCRC南極公開シンポジウム	20
● 3/10-11 海と地球のシンポジウム	20
● 3/13 国際シンポジウム「新時代北極と日本の針路」	21
● 3/21 水産海洋シンポジウム	21
● 3/26-29 日本水産学会令和8年度春季大会	21
● 4/22-24 SEA JAPAN2026	21
● 11/25-26 OXExpo(Ocean Transformation Exhibition)	21

【編集後記】	22
--------------	----

【学会からのお知らせ】

○ 第17回年次大会報告（2025年12月6日開催）

「全体概要」

日本海洋政策学会第17回年次大会が昨年に引き続き対面・オンライン併用のハイブリッド方式で開催された。基調講演、研究発表、ポスターセッション、パネルについてオンライン参加含め約100名の参加者が参加した。

・統一テーマ：『海洋科学と政策の対話—科学の10年（UNDOS）の現在地』

「プログラム」

[司会] 大会実行委員長 牧野 光琢

09:30 開会挨拶 日本海洋政策学会 会長 坂元 茂樹

09:40 基調講演

「我が国の海洋政策について」 舟本 浩 内閣府総合海洋政策推進事務局長

「国連海洋科学の10年—我々が望む海の実現のために」

齊藤 宏明 東京大学大気海洋研究所教授

10:50 研究発表（その1）

座長：脇田 和美（東海大学教授）

（1）量と質のはざまで－30by30目標達成に向けた日本型MPAの可能性

加々美 康彦（中部大学）

（2）海草藻場における外的な環境要因の影響と海洋保護区の有効性の検証

天野 翔次郎（東京大学）

（3）既存企業の洋上風力発電技術への多角化

：ノルウェーとベトナムにおけるプッシュ・プル要因の違い 渡部 熙（東京大学）

（4）日韓大陸棚南部協定の成果と今後の展望

竹内 明里（崇城大学）

12:30～12:35 第17回 定例総会（書面審議報告）

<12:35～13:50 昼食> （12:35～13:30 第35回 定例理事会：第4会議室）

13:20～13:50 ポスター セッション（小柴ホールロビー）

[1] 第7期科学技術・イノベーション基本計画への提言 — 我が国の安全保障に
資する海洋科学技術基盤の拡充 — 牧 武志（海洋研究開発機構）

[2] 浮きドックの軍事インフラ的特性とアメリカの戦略的運用～冷戦期の浮き
ドック運用が現代戦略に与える影響への一考察～ 森中 聖喜（三重大学）

[3] ステークホルダーとの協働による洋上風力発電事業実施の解決策の提示
梶脇 利彦（農林水産政策研究所）

- 13:55 研究発表（その2）
座長：加々美 康彦（中部大学教授）
- (5) JAMSTEC が取り組む海洋 STEAM 教育事業 市原 盛雄（海洋研究開発機構）
- (6) 鯨類飼育をめぐる法政策の国際比較 伊達 尋菜（東海大学）
- (7) 水産資源に向けられた関心の動態の分析・モデル化とその駆動要因の解明
：持続可能な漁業の社会実装に向けたフラッグシップ種の提案 太田 瞬（東京大学）
- (8) 国連海洋科学の10年認定アクションのもとでの国際パートナーシップに関するネットワーク分析 田中 広太郎（笹川平和財団海洋政策研究所）

- 15:45 パネル・ディスカッション（110分）
テーマ：『我々が望む海洋・政策・科学—学際知で挑む2030』
- モデレータ：道田 豊（IOC-UNESCO議長/東京大学総長特使）
- パネリスト：
鈴木 崇之（横浜国立大学大学院教授）
原田 尚美（東京大学大気海洋研究所教授）
瀬田 真（早稲田大学大学院准教授）
森岡 優志（JAMSTEC主任研究員）
小熊 幸子（笹川平和財団海洋政策研究所主任）

- 17:35 学生小論文 表彰式（講評・表彰15分）
- 17:55 閉会挨拶 日本海洋政策学会副会長 道田 豊
- 18:00 交流・懇親会
「内容報告」 *学会ホームページに発表資料を公開しております（公開承諾のみ）

開会・来賓あいさつ

牧野光琢実行委員長の開会宣言に引き続き、坂元茂樹会長が開会挨拶を行い、統一テーマ『海洋科学と政策の対話—国連海洋科学の10年（UNDOS）の現在地』及び基調講演者の紹介がなされた。当学会では日本財団から助成をいただいている『「国連海洋科学の10年」の海洋政策学観点からの推進』の研究の一環として、「海を知る、海を考える」と題する市民向けの講演会の開催を紹介のうえ、2025年はDecadeの中間年にもあたりますので、現状と課題を含め、興味深いお話を伺いできるものと期待を表明した。

基調講演1

基調講演として、内閣府総合海洋政策推進事務局長舟本浩氏から「我が国の海洋政策について」と題しての講演がなされた。

まず、海洋基本法、第4期海洋基本計画及び海洋政策のあり方等の我が国の海洋政策の全体的な解説がなされた。次に、「海洋開発重点戦略」の重要ミッション6件について具体的な講演があり、大会の1週間前の令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策やそれを踏まえた令和7年度補正予算（案）等のホットな話題の提供がなされた。おわりに、さらなる海洋政策の進化のための努力を継続する決意を表明し、学会関係者のさらなる支援に期待が示された。

基調講演 2

2 人目の基調講演として、東京大学大気海洋研究所 齊藤 宏明教授より「国連海洋科学の 10 年—我々が望む海の実現のために」と題し、IOC-UNESCO で Decade Advisory Board の一員としてご活躍されるとともに、日本ユネスコ国内委員会科学小委員会の下にある IOC 分科会主査をお務めされている立場からの講演がなされた。

2025 年は「国連海洋科学の 10 年」の中間年であることから、その現状評価を紹介するとともに、6 月にフランスのニース市で開催された第 3 回国連海洋会議の主な成果や、今後の海洋科学の課題、そして未来に向けた活動など、幅広い提言がなされた。

研究発表 1

挨拶・基調講演に続いて、研究発表（その 1）として、東海大学教授脇田和美会員が座長となり 4 件の報告がなされた。

中部大学加々美康彦会員は「量と質のはざまで – 30by30 目標達成に向けた日本型 MPA の可能性」として、諸外国の現状を踏まえ禁漁一辺倒ではない「日本型 MPA」の制度像を示す試みを提示した。東京大学天野翔次郎会員は、「海草藻場における外的な環境要因の影響と海洋保護区の有効性の検証」として、気候変動を考慮した保全戦略や、陸域を含めた沿岸域の総合的管理が求められることを提示した。東京大学渡部熙会員は、「既存企業の海上風力発電技術への多角化：ノルウェーとベトナムにおけるプッシュ・プル要因の違い」として、ノルウェーとベトナムの状況を分析のうえ、政策立案は国内市場のみに焦点を当てるのではなく、国際市場の機会に対応する既存エネルギー企業の多角化戦略を支援することも検討すべきであることを示唆した。崇城大学竹内明里会員は「日韓大陸棚南部協定の成果と今後の展望」として、日韓大陸棚南部協定の成果と課題を踏まえ、2028 年以降の日本外交のとるべき方向性の検討を試みた。

定例総会

研究発表（その 1）に続いて、第 17 回定例総会が行われた。道田副会長より、会員に対して 10-11 月にかけて書面審議が行われており、49 の回答すべてが賛成意見であり、すべての報告・計画が承認されていることが報告された。

ポスター発表

研究発表に引き続いて、昼食休憩時間を利用してポスターセッションが小柴ホールロビーにて行われた。なお、懇親会時においてもポスターを掲示できるようにした。

[1] 第 7 期科学技術・イノベーション基本計画への提言— 我が国の安全保障に資する
海洋科学技術基盤の拡充 — 牧 武志（海洋研究開発機構）

[2] 浮きドックの軍事インフラ的特性とアメリカの戦略的運用～冷戦期の浮きドック
運用が現代戦略に与える影響への一考察～ 森中 聖喜（三重大学）

[3] ステークホルダーとの協働による海上風力発電事業実施の解決策の提示

研究発表（その2）

研究発表（その2）として、中部大学教授加々美康彦会員が座長となり4件の報告がなされた。

海洋研究開発機構市原盛雄会員は「JAMSTEC が取り組む海洋 STEAM 教育事業」として、海洋 STEAM 教育事業の課題と得られた成果について、STEAM 教育理論や指導法における探究の観点を交えて考察し、海洋人材育成における今後の展望について具体的に提示した。提言し、「夢のある魅力的な海」の目標達成に貢献するためのアプローチについて考える。東海大学伊達尋菜会員は「鯨類飼育をめぐる法政策の国際比較」として、諸外国の水族館での鯨類飼育の現状を分析し、水族館が海洋教育や鯨類科学研究における役割を継続的且つ安定的に果たしていくためには日本としての方向性を対外的に明確にすることが重要であると提示した。東京大学太田瞬会員は「水産資源に向けられた関心の動態の分析・モデル化とその駆動要因の解明：持続可能な漁業の社会実装に向けたフラッグシップ種の提案」として、サンマを単なる水産資源としてだけでなく、持続可能な漁業という広範な課題への入り口となる戦略的コミュニケーションの核として位置づけることは、大衆の関心を具体的な資源管理への理解や政策支持へと接続する、有望な実装的手段であることを提示した。笹川平和財団海洋政策研究所田中広太郎会員は「国連海洋科学の10年認定アクションのもとでの国際パートナーシップに関するネットワーク分析」として、海洋科学を通じた国際研究・連携推進を目指す上では、海洋10年の枠組みを利用して研究トピックへの投資拡大と新たなパートナーシップの模索が有効であることを提示した。

パネルディスカッション

休憩の後、道田豊 IOC-UNESCO 議長/東京大学総長特使がモデレータとなり「我々が望む海洋・政策・科学—学際知で挑む2030」をテーマにパネル・ディスカッションが行われた。

パネリストには、横浜国立大学大学院教授鈴木崇之氏、東京大学大気海洋研究所教授原田尚美氏、早稲田大学大学院准教授瀬田真氏、JAMSTEC 主任研究員森岡優志氏、笹川平和財団海洋政策研究所主任小熊幸子氏の5名が登壇した。

冒頭、道田モデレータから趣旨説明があり、BBNJ 協定の発効や次期海洋基本計画の議論を見据え、サイエンス・ポリシー・インターフェースやバルセロナ会議の勧告、データや情報の共有等の論点が提示された。続いて原田氏からは、海洋の理解・解明、国際的な観測網の維持発展、IUU 漁業撲滅、カーボンニュートラルへの転換、人材育成・教育などのG サイエンス学術会議2023の提言が紹介された。瀬田氏は、国際法の観点から BBNJ 協定における「利用可能な最善の科学」に触れ、過度な保護規制が正当な科学的調査を阻害しないよう法と科学の均衡を図る必要性を論じた。鈴木氏は、海岸工学の視点からグリーンインフラの導入について、技術導入を阻む法制度の壁、人材育成の必要性を協調した。森岡氏は、海洋予測の研究開発の状況、海洋若手専門家（ECOP）の活動拡大を報告し、活動を支える仕組みの必要性を指摘した。最後に小熊氏は、EEZ の外まで広がる海を一つなぎの存在として捉える海洋リテラシー教育の普及と国際動向に即した日本の教育政策の変革の

必要性を論じた。その後、道田モデレータのリードにより、後半5年間で注力すべき取り組み等について、パネリスト相互の質疑とともに、会場の会員も含めた活発な討論を行った。

学生小論文表彰式

パネルディスカッション終了後、学生小論文表彰式が行われ、「海洋問題解決への提案」をテーマとして募集された学生小論文について牧野学術委員長による講評の後、最優秀賞1件（東京大学大学院 平井伶磨氏「真に総合的な海洋政策の立案に向けて一括的な海管理と利用のための空間計画の推進ー」）、優秀賞1件（名古屋大学大学院 戸部遙太氏「Joint Effort on Maritime Domain Awareness (MDA) for Developing Resilience, Fairness, and Sustainability in Fisheries in Indo-Pacific Ocean」）、奨励賞1件（神戸大学 若林愛理氏「中国のグレーゾーン戦略と日本の対応ー尖閣諸島周辺における抑止と課題ー」）が発表され、出席した受賞者3氏に会長から賞状、賞品を授与した。

閉会挨拶

道田豊副会長が大会を振り返り、多くの参加者があり、有意義な基調講演・研究発表・ポスター発表・パネル・ディスカッションがなされたことへの謝意が示された。文理融合型の学会として、総合的な海洋政策の形成に一丸となって取り組むこと、それを広く一般に発信していくことの重要性を強調し、第17回年次大会を締めくくった。

[第17回年次大会の様子]

司会：牧野光琢実行委員長



開会挨拶：坂元茂樹会長



基調講演 1

舟本浩 総合海洋政策推進事務局長



基調講演 2

齊藤宏明 東京大学大気海洋研究所教授



パネル・ディスカッション



モデレータ

道田豊氏

パネリスト

鈴木崇之氏

パネリスト (左から)

原田尚美氏

瀬田真氏

森岡優志氏

小熊幸子氏

○ 第17回定例総会（書面審議）表決書集計

第17回年次大会をハイブリッド開催としたが、同時併催の総会については会員出席数による成立確認ならびに審議案に対する質疑及び表決集計の点から会則第二〇条第11項により総会を書面審議で実施した。書面審議期間は会則に基づき10月21日から11月19日の1か月間とし、会員からの表決書返送の賛否を集計した。

会員からの表決書返送数：49 *会員送付数：279（法人含む）

各議案に対する表決数

（1）第1号議案 『2024年度事業報告及び収支決算並びに監査報告について』

賛成：49

反対：0 反送1/2以上の賛成により承認

（2）第2号議案 『2025年度事業計画及び予算について』

賛成：49

反対：0 反送1/2以上の賛成により承認

○ 第35回定例理事会で副会長交代の人事が承認されました

12月6日に開催された第35回理事会において、牧野光琢副会長の退任（理事、学術委員長は継続です）と升本順夫理事の副会長就任（事務局長は継続）が承認されました。

なお、升本副会長の任期は2026年12月開催予定の年次総会までです。

○ 学生小論文表彰3編、全文掲載

今年度の「学生小論文」募集には6編の応募があり、その中から厳正な審査の結果、最優秀賞1編、優秀賞1編及び奨励賞1編の表彰が決定しました。以下に全文を掲載します。

**最優秀賞 「真に総合的な海洋政策の立案に向けて
—包括的な海管理と利用のための空間計画の推進—」**
平井 伶磨・東京大学大学院

1. 海洋の保全と開発の現状—保全の進展と海面・海底開発の急進

海洋政策は環境保全と海洋開発のバランスの総体といえる。わが国における目下の海洋政策は、保全と開発がバラバラに進んでいるように思われる。保全政策については、環境省が「30by30」の達成に向けて、陸水域と沿岸・海域を30%保全地域に指定すべく急速に指定地域を拡大させている¹。特に陸域については2021年から2030年までに約1.5倍の地域指定が目標値であり、OECM制度など施策が取られる一方で、沿岸・海域については同じ9年間で2.5倍の地域指定が必要であり、急進的な地域指定が生じる可能性がある²。海面の利用・開発については、主に国交省と経産省が洋上風力発電の促進に係る海域指定を推し進めている³。特に2025年の再エネ海域利用法の改正により、EEZにおける海域指定が可能になった⁴。海底の利用・開発については主に経産省が延長大陸棚を含む海底資源の開発を進めている⁵。この点については2024年、小笠原諸島周辺に日本の国土面積の約8割にわたる大陸棚の延長が行われた⁶。

このように我が国の海洋政策は急激に変化しており、海の保全と開発には省庁横断性の

みならず、地方公共団体の横断性、事業者や漁業者などのステークホルダー（以下、SH）が非常に多い点で合意形成が難しいのである。

2. 包括的な海洋保全開発のための空間計画・管理の必要性

このように海洋政策の現況に照らすと、省庁横断的な政策性と SH の多様性を踏まえた、国策としての一体的な海洋政策の必要性が浮かび上がる。そのためには包括的な海洋情報の収集と公表、マクロな政策調整と推進が必須であろう。前者については内閣府総合海洋政策推進事務局（以下、海事務局）が「海しる」による分野横断的な海洋情報の公開を行っている。後者についても海事務局が総合調整を行うとされるが、前節で述べた急激に進む海洋保全と海面・海底利用を包括的に捉えてはいない。つまり、例えば海面利用の局面が取沙汰された場合は、その都度、当該地域の海面利用と保全を総合調整するものの、他の側面を一体とした視点で調整は行っていない。つまり、急進する保全と開発、又は海面利用・開発と海底利用・開発の衝突が生じる可能性があるのだ。なお、既に領域指定が重層的に行われている実態があり⁷、今般の事情はさらに衝突が生じる可能性を高めていると言える。

このような政策調整の課題と衝突の可能性を問題提起する理由には、保全にせよ開発にせよ、非常にタイムスケールが長いことがある。まずは海洋保護区の指定を受けた場合、環境保全法による開発等の規制を恒久的に受ける。なお、海洋保護区の指定は 30by30 の達成のために広大な沖合域に目が向けられるため、将来的に洋上における開発との衝突が懸念される（全沿岸域を保護区に指定した場合でも、沖合域と合わせた面積の 15%にも届かない）⁸。続いて再エネ海域利用法による海面利用の場合、選定された事業者は 30 年間の海面占有権を得ることができる。31 年前に人類初めての国際的な海洋条約が生まれたことに鑑みると、いかに 30 年間が法的、政治的、科学技術的な変化に富むのか分かる。また、鉱業法における鉱業権の設定は一部の特定鉱物を除くと、先願制の届出制であり、議論はあるものの、同法が明示的に環境保全に関する義務を規定していない⁹。

このように領域指定の効果の長期性と重大性に照らすと、包括的な視点に基づいた保全と開発の海洋領域政策、つまり海洋空間計画が必要であるか理解できる。

3. 先進的な海洋空間計画（ゾーニング）の事例—長崎県西海市

ここで非常に早い時期に包括的なゾーニングを行った西海市の事例を参考したい。西海市は 2016、17 年度に環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」に選定され、2018 年にゾーニングをいち早く行った¹⁰。その後、2019 年の再エネ海域利用法の施行を経て、20 年に同制度の有望区域、22 年に促進区域に指定、29 年の運転開始が決まった¹¹。

このゾーニングの成立と、洋上風力発電の実現には以下の要点があると考える。1 つ目は国の制度や取組を活用しつつ保全と開発を両立し、再エネ促進のためにゾーニングを促進したことである。2 つ目は具体的な洋上風力発電事業の取組が行われる前から、SH に働きかけてゾーニングに関する取組を行っていた点が挙げられる。

1 つ目については、この事例では環境省の事業を契機にゾーニングが始まった。ゾーニングに際しては SH との協議の他に、非常に広範な環境調査が必要で、その予算やイニシ

アティヴを自身で行うには限界があった可能性が高い。直接的なゾーニングに対する政府の施策の利用にとどまらず、まち・ひと・しごと総合戦略や、環境実践モデル都市といった政策もフルに活用したことが挙げられる¹²。このように、ゾーニングやその利活用において国の制度を活用することは、ゾーニングの策定に有意なことが分かる。

2つ目については、再エネ海域利用法における案件形成と合意形成過程とは対照的に、具体的な事業形成が始まる前に合意形成を行った点がスムーズな洋上風力発電の実施に繋がると考える。再エネ海域利用法における合意形成過程では、事業形成と同時にSHとの合意形成が行われる。そのため、SHとしても事業ありきの協議が行われるため、その協議が近視眼的もしくは個別具体的になり、中長期的な海洋利用の視点を持った冷静な協議が行われにくい。その反面、事業形成が生じる以前に案件形成を行った本事例では、具体的な洋上風力事業を想定していないからこそ、それぞれのSHの利益の調整がスムーズかつ冷静に行うことができた。実際に2018年の計画策定後には、SHから反対意見や要望が出されることはなかった¹³。

4. 包括的な海洋空間計画の立案に向けて

以上の現況と議論に鑑みると、海面及び海底の利用と海洋保全を包括的に捉える利用計画が必要であることが分かる。また、その計画は、具体的な事業構想が生じる前に行うこととが、長期的な海や人の営みへの影響に対して客観的合理的でより適切な合意形成を導くことが伺える。

では、どのように包括的な海洋空間計画を策定すべきであろうか。西海市の事例を見れば、国の制度を上手く用いて領域を絞った形で基礎自治体レベルの計画策定がなされた。このようにその地域のSHをはじめ、基礎的な情報に精通している基礎自治体レベルにおいて、保全や開発をはじめる前段階として包括的な海洋空間計画を策定することを推進すべきと考える。この点は、例えば海面利用において、有望な区域に指定されると合意を取り消す手続きが明確に無いように、極めて矮小化された合意形成からの脱却の試みとも言える。また、基礎自治体レベルの計画が、質の高い海洋利用に繋がりうることを示唆する。その意義を確認し、ボトムアップの空間計画の積み重ねが、将来的に全国規模での海洋空間計画策定への後押しとなるに違いない。

その上で改めて包括的な海洋空間計画の事前策定を積み重ねることは、これまで個別政策に委ねられていた海の管理と利用を、誰がどう行うかについて総合的な議論を喚起することができるため非常に有益であると考える。このような状態こそが真に総合的な海洋政策の姿であると筆者は確信する。

引用文献（HPについては全て2025年9月30日最終確認）

1) 環境省（2022）「30by30 基本コンセプト」

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/30by30BasicConcept.pdf>

2) 同上

3) 経産省（2025）「再エネ海域利用法に基づく促進区域を指定しました」

<https://www.meti.go.jp/press/2025/07/20250730001/20250730001.html>

国土交通省（2025）「再エネ海域利用法に基づく促進区域を指定しました」

https://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000306.html

- 4) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）
- 5) 経産省（2024）「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」
- 6) 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百三十号）
- 7) 天野翔次郎・牧野光琢（2025）「沿岸域の重要海域における保全・利用状況の評価と有効な保全施策の検討:瀬戸内海の事例」5頁
- 8) 環境省（2021）「海域の生けるOECMについて」4頁

<https://www.env.go.jp/content/900489164.pdf>

- 9) 内閣府 SIP（2018）「海洋環境の保全に配慮した海底資源開発に向けて」20-33頁
- 10) 西海市（2019）「風力発電等に係るゾーニング計画を作成しました！」
<https://www.city.saikai.nagasaki.jp/shisei/shinoseisaku/3/11/10/2857.html>
- 11) 西海市（2023）「西海市江島沖の海上風力発電事業者の選定について」
<https://www.city.saikai.nagasaki.jp/shisei/shinoseisaku/3/11/10/11100.html>
- 12) 西海市（2018）「西海市風力発電等に係るゾーニング計画 計画書」2頁
- 13) 西海市新産業推進課へのインタビュー（2025年9月29日）

優秀賞 「Joint Effort on Maritime Domain Awareness (MDA) for Developing Resilience, Fairness, and Sustainability in Fisheries in Indo-Pacific Ocean」

戸部 遥太・名古屋大学大学院

For many Asian countries, sea lane still serves as one of the most important transportations as they have been relying on sea transportation for centuries from periods of traditional methods of fishing and trade. In the Fourth Basic Plan on Ocean Policy of Japan, Maritime Domain Awareness (MDA) is a key pillar of Japanese ocean policy, in tackling Illicit, Unreported and Unregulated (IUU) fisheries. As Japanese archipelago is surrounded by sea and having 6th largest Economic Exclusive Zone (EEZ), it is Japanese responsibility to take an initiative in MDA proliferation and betterment in long-term perspective in Asia-Pacific Ocean territory where states need sophisticated management system for a fair and sustainable usage of the regional commons and a mechanism of governing the commons utilising data gained from MDA.

In this paper, a proposal to set-up Japanese government's dual mandate to address crimes and illegal activities in short-term and to secure a ground to assure sustainable use of resource in long-term cycle, which is administrated by central and local governmental offices, is going to be elaborated and examined. This paper proposes to utilise institutional resources available on national and prefectural level, such as cooperations of different sectors and organisations including coast guards, Japan Aerospace Exploration Agency (JAXA), governmental offices, courts, and municipalities to form a network and operate under necessary cooperation. In addition, despite that usually a package of domestic policies regarding ocean resource management is not transferrable to other countries, this paper shows possibility of stronger knowledge-sharing mechanism of IT and AI utilisation and IUU mitigation by utilising regional networks and international networks such as

Indo-Pacific MDA (IPMDA) and Japan International Cooperation Agency (JICA) initiatives around the developing states in Asia.

The second part of this paper's proposal is to invest into strengthened partnership with states sharing the Indo-Pacific Ocean area. Even if territorial waters are not adjacent, illegal activities of fisheries could be better treated if networks of MDA like IPMDA spreads further to the regional level. This is particularly important to tackle other forms sea disputes from such as different disputes between China and Japan, as shared standpoint in resource management will facilitate better dialogue legally. Secondly, development context is important. Sea resources occupy crucial part for some Asian developing countries, and offering cooperation platform with for example quad initiative will be strategically more important in the latter half of this century, not just from maritime or food security, but also more traditional concept of 'security' because building a network with Japanese leadership is necessary in containment of any potential threat to national security. For example, rising tensions in South China Sea can be better prevented if IPMDA network expand to be able to respond to emergent military actions quickly.

As different contexts that MDA can give benefit to has been shown, in this section, four prominent perspectives in maritime issues are briefly described: local administration, national strategy (the 2023 Fourth Basic Plan on Ocean Policy), Southeast Asian development and global context. Next part of this paper elaborates the perspectives and give brief recommendations for each of them with idealistic implications in order.

The first context is local administrative context. In terms of proportionate MDAs from Japanese municipalities, power delegation to prefectoral administration level should be centre focus of Japanese government from now on, as population dwindle and various sectors face risks of decline. To build a resilient society, which is strong against climate change and disasters, closer to carbon neutral and flexible to IUU fisheries, once again, rethinking high centralisation of public administration is necessary to give powers to local administrations, and current levels of MDA is still low. One of the few successful examples observed in 2012 was Taketomi city in Okinawa and Ishigaki, which had their 'Basic Plan on Ocean Policy'. However as AI technology can be synthesised in data management and analysis, at municipality level this should be highly integrated in the future. Especially for sectors such as agriculture, fishery, and forestry, close ties of the fields and public administration with higher competence will benefit building sustainable country by better data utilisation that can support fisherman, coastal villages, leisure industry in close manner will be mutually beneficial between industries and municipalities.

Second context is national strategy determination. National strategies, such as the Fourth Basic Plan on Ocean Policy drafted and approved in 2023, determines how information and knowledge is formed around movements of vessels around internal waters, EEZ and high seas. To prevent potential crimes and terrorisms that potentially threatens nationals' lives and lead in severe consequences such as military conflict, aiming to achieve environmentally more sustainable ocean, maintaining order and monitoring movements of commercial vessels are increasingly important than the past centuries, as recently we can store and analyse such data using technologies which is rapidly developed thanks to AI as aforementioned.

The third context is regional development, which does not directly economically or in other means benefit Japan but benefits mainly Southeast Asian states and indirectly to Japan eventually. Building stronger partnerships with Southeast Asian fishing countries is essential as the region is growing economically, technologically, and in the future when they grow politically stronger, their interests in fisheries resource exploitation and mineral excavation might raise problematic diplomatic contestations. Coordination with neighbours is essential in regional cooperation, and Japan needs to take initiative instead of Chinese growing ambition of regional order, for example by preparing

politically and technologically to be able to expand JAXA network of data collection, or selling devices to manage vessel movement further to Southeast Asian nations in order to facilitate MDA transnationally in the region.

The fourth context is global perspective. Alignment of national strategies to international goals like SDG 14 cannot be completed without international frame, thus paying attention to international effort to maintain carbon neutral, biodiversity and sustainable fishery must be considered with even more stress in Japan. Considering East Asian development, cooperation of illicit activities such as unreported fishing, excavation of natural resources, intrusion into territorial waters or piracy will grow more problematic in the future after economic development matures in Asian states. As China will take a role of main investor in infrastructure and manufacturing, Japan should be strong position in the region in advisory role and knowledge-sharing role in Asia-Pacific based on Free and Open Indo-Pacific (FOIP) initiative adding on top of JICA efforts to build strong network among Japan and aid-recipients.

Linking national policies and prefectural local efforts back to global initiatives like SDGs and development of low-income countries is always very important because in a resource-scarce society in the 22nd century, it is important to share the burden and protect the resilient environment as ocean is our commons and national level efforts cannot cover entirety of IUU. Close cooperation based on United Nations Convention on Laws of the Sea (UNCLOS) and other UN ocean conferences are of the greatest importance, followed by regional initiative such as IPMDA as aforementioned and national and administration level efforts such as Fourth Basic Ocean Plan Policy, way down to prefectural efforts.

As sea is the commons, we need to manage it collectively. Alongside with space exploration and development, managing IUU fishery and with robust policy and technology environment is required on a global and regional level, which Japan can assert its best leadership in cooperation and boast abundant technological resources such as data collected using JAXA equipment and technologies both consisting of hard and software. In the near future's resource politics and developmental studies, newer framework and theories in governance of the commons will be increasingly important, as MDA with integration of AI technologies will be indispensable part of our policies. As Japan already have well-organised system of MDA, it can become leading model of ocean resource policymaking in Asia if it continues to expand the scope to regional level to support raising awareness and growing resilience of our ocean environment. As other sectors indicate similar tendencies, dialogue-based approaches are necessary in policing illegal activities on the ocean and regulating fishing in the high-seas.

Lastly, I conclude this paper by linking the whole argument to international political discussion. In terms of international political theories, governance of commons is compatible with liberal theorists hoping for mutually beneficial future in a positive sense, where maritime defence should be argued with realist mode of understanding with anarchic behaviour of unregulated vessels observed around the seas. Not just private commercial vessels, but also states' legal actions might contest each other and lead to judiciary issues in contesting sovereign, for example piracy cases in private territorial seas addressed in the International Court of Justice (ICJ). For Japanese and Chinese disputes as well, Japan should continue its effort to maintain its territory and sovereignty, to protect interests in resources and security of nationals, while promote cooperation utilising MDA based on the Fourth Basic Plan on Ocean Policy of Japan, to create good regional relations with Asian neighbours.

奨励賞 「中国のグレーゾーン戦略と日本の対応－尖閣諸島周辺における抑止と課題－」 若林 愛理・神戸大学

1. はじめに

中国は1971年に初めて尖閣諸島の領有権を公式に主張し始めた。それ以前には、中国は尖閣諸島に関心を示さず、複数の公式地図において日本領と記載し日本名を用いていた事例も確認されている。しかし1970年代初頭に国連の報告書により東シナ海に豊富な海底資源、石油が埋蔵されている可能性が指摘されると、中国は突如として領有権について独自の主張をし始めた。その後目立った動きは少なかったものの、2010年代以降、中国の行動は一層活発化した。2010年の中国漁船衝突事件、2012年の日本政府による尖閣諸島国有化を契機として、中国は海警局などの公船を頻繁に尖閣諸島周辺に派遣し、領海侵入や接続水域内の活動を常態化させ、現在まで続いている。この行動は軍事的な直接衝突を避けつつ、現状を既成事実化するいわゆる「グレーゾーン戦略」の典型とされる。本稿では、中国の尖閣諸島周辺におけるグレーゾーン戦略の現状を整理した上で、日本がどのような対応を取るべきかについて考察する。

2. 尖閣諸島周辺における現状

まずグレーゾーン戦略とは、「純然たる平時でも有事でもない幅広い状況を端的に表現したもの」であり、「国家間において、領土、主権、海洋を含む経済権益などについて主張の対立があり、少なくとも一方の当事者が、武力攻撃に当たらない範囲で、実力組織などを用いて、問題にかかわる地域において頻繁にプレゼンスを示すことなどにより、現状の変更を試み、自国の主張・要求の受け入れを強要しようとする行為が行われる状況」[8]だとしている。すなわち、国際法上の「武力の行使」とまでは言えないが、相手国に圧力をかけ、領有権を既成事実化するための行動である。中国海警局による尖閣諸島周辺への領海侵入はこれに当たると考えられる。

2008年以降断続的に中国政府の船舶が派遣され、海上保安庁によると2012年の国有化以降、中国公船による接続水域への進入は連日のように確認され、領海侵入も年間で数十件に及んでいる。また、2021年に新たに施行された中国の「海警法」は、海警局が外国船舶に対し武器の使用を可能にするなど、準軍事組織的な性格を一層強めた。これは国際法の観点から見て問題がある規定が含まれており、尖閣諸島周辺での偶発的衝突リスクを高めている。国連海洋法条約の19条第2項で規定されている無害通航の意味から考えて、海警局の船が領海内で航行を行っていることは無害ではないと判断される。

さらに、中国海軍の活動も無視できない。中国海軍は尖閣周辺に直接侵入することは避けているが、東シナ海全域でのプレゼンスを拡大しつつある。空母「福建」や次々と建造される新型艦船の展開、戦闘機による飛行などが繰り返され、海警局との連携を背景とする圧力が強まっている。今年6月には中国空母「遼寧」がいわゆる「第二列島線」を初めて越えて活動を行っていることが確認されるなど、その活動の幅を広げていることが分かる。これらは南シナ海での中国の行動とも共通し、地域全体における中国

の海洋進出の一環と捉えることができる。

尖閣諸島周辺海域における中国海警局に所属する船舶等の動向

JCG 海上保安庁

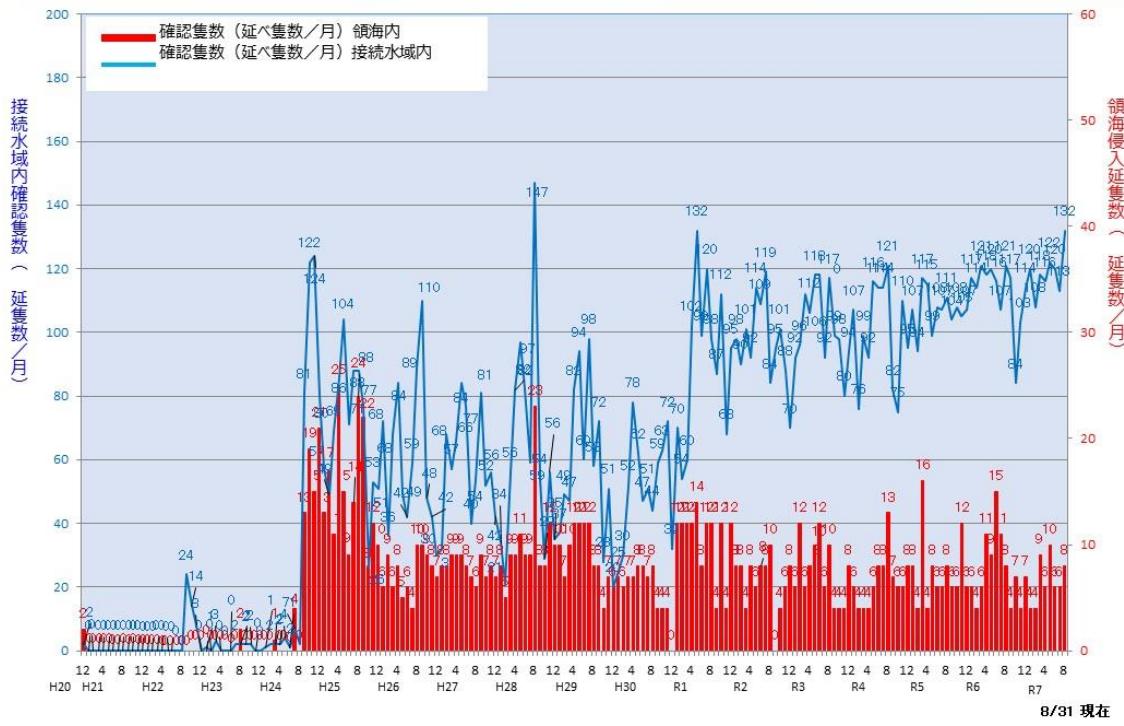


図 1 中国海警局に所属する船舶等による尖閣諸島周辺の接続水域内入域及び領海侵入隻数（日毎）（海上保安庁 尖閣諸島周辺海域における中国海警局に所属する船舶等の動向と我が国対応
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html> 最終閲覧日 2025/9/29）

3. 日本の対応

これまで日本は、専ら海上保安庁による警備強化を軸に対応してきた。尖閣諸島周辺では 24 時間体制で複数の巡視船が展開し、中国公船の活動を監視している。しかし、中国の行動が量的・質的に拡大する中で、従来型の対応だけでは抑止力や対応力が十分でないと思われる。

今後、日本は以下の 3 つの点に注力すべきだと考える。

1. 海上保安庁と海上自衛隊の連携強化

グレーボーン事態においては、海上保安庁が第一義的に対応することが国際的に妥当であると考えている。しかし、中国の海警局が準軍事組織化しており、海軍の活動も目立つ以上、自衛隊とのシームレスな連携も不可欠であると考えている。

2. 法的枠組みの明確化

日本は自衛隊の武力行使を制限するような憲法上の制約があるが、グレーボーン事態への対処のためには自衛隊の出動基準や権限をより明確にしておく必要がある。特に、海警法に基づく中国の「武器使用」に備え、偶発的衝突に迅速かつ法的に正当な対応が可能となる制度整備が求められる。また、自衛隊法で海上保安庁法の準用が規定されてはいるものの、自衛隊と海上保安庁の間での連携について未だ課題が存在している。

3. 国際的な連携の強化

尖閣問題は日中二国間の領有権争いにとどまらず、東シナ海全体の海洋秩序をめぐる課題である。アメリカの「尖閣諸島は日米安全保障条約第5条の適用対象」との立場も活用し、同盟国や同志国との連携を進めるべきである。

また、中国がプレゼンスを拡大している南シナ海では、2014年にパラセル諸島付近で、中国が大型石油掘削装置を使った試掘作業を開始したことにより中国海警局とベトナム海上警察の公船同士が放水や接触規制を応酬的に行う事態となったり、スプラトリー諸島周辺の海上に人工島を建設したりするなど、東シナ海よりも進んだ行動を起こしている。これらのことから、南シナ海で同様に中国と対峙するフィリピンやベトナムとの協力は、中国の行動に対しての抑止にもなり得ると考えられる。

4. おわりに

尖閣諸島周辺での中国のグレーゾーン戦略は、今後も継続・深化することが予想される。日本にとって領有権の主張は譲れない一方で、軍事的エスカレーションは避けなければならない。したがって、日本は法と秩序に基づく抑止力を基盤とし、海上保安庁、自衛隊、また外交を総合的に活用する戦略を構築すべきである。

加えて、現在の国際情勢は二国間のみにとどまらず、直接的に関係しない事柄が日本に大きく影響する。ロシアのウクライナ侵攻や貿易戦争をはじめとする米中対立の激化などの政治情勢が、今後の中国の行動・主張、日本がとる対応にも影響することが十分に考えられる。こうした環境下において、東シナ海における防衛戦略は短期的な対症療法ではなく、中長期的な国家戦略の一環として位置づけることが求められる。以上を踏まえ、日本は自国の主権を断固として守りつつも、国際社会と連携して地域の安定を確保するという二つの課題に取り組まなければならない。そのための不断の努力こそが、中国のグレーゾーン戦略に対抗する最も有効な方法であると考える。

(本文 2607 字)

参考文献

- [1]ジョセフ・S・ナイ・ジュニア、デイヴィッド・A・ウェルチ『国際紛争--理論と歴史 原書第10版』(有斐閣、2017年)
- [2]アレッシオ・パタラーノ「戦略が「グレー」ではなく「ハイブリッド」である場合—海上における中国の軍隊と準軍隊による威圧の再吟味—』『島嶼研究ジャーナル』第11巻2号、2022年、6-39頁 (The Pacific Review, 31巻第6号,2019年)
- [3]坂元茂樹『侮ってはならない中国—いま日本の海で何が起きているのか』(信山社、2020年)
- [4]斎藤誠「海上保安庁と自衛隊の海上警備行動における連携—国内法的側面』『海上保安法制の現状と展開 多様化する海上保安任務』(有斐閣、2023年) 244-268頁
- [5]古谷健太郎「中国の海上におけるグレーゾーン戦略と周辺国との対応 日本およびフィリピンを例に」『アジア研究』71巻1-2号、2025年、61-79頁
- [6]山下愛仁 「「グレーゾーン事態」分析：東シナ海における中国の活動と日本の対応を事

例として』『エア・パワー研究』第4号、2017年、88-102頁

[7]武居智久、斎藤雄介「グレーゾーンにおける日米同盟の潜在的脆弱性～グレーゾーンのなかの4つのグレーゾーン～」『海幹校戦略研究』第9巻1号、2019年、51-75頁

[8]防衛省 2023 令和5年度版防衛白書 33頁 第1章概観1 グローバルな安全保障環境 (<https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2023/html/nk000000.html>) (最終閲覧日 2025/09/29)

[9]内閣官房領土・主権対策企画調整室 尖閣諸島

(<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/senkaku/senkaku.html>) (最終閲覧日 2025/09/29)

[10]読売新聞オンライン、「中国空母「遼寧」、南鳥島周辺のEEZ内を航行…防衛省が「第2列島線」東で初の確認・公表」<https://www.yomiuri.co.jp/national/20250608-OYT1T50074/> (最終閲覧日 2025/09/29)

○ 日本海洋政策学会誌 第15号

編集委員会では、学会誌第15号の刊行にむけて査読及び校正を進めています。刊行後、会員の皆様にはPDF版を送付いたします。

○ 学会活動日誌（2025年11月～同12月）

会議名	回次	実施日	議事項目等
理事会	第35回 (東京大学小柴ホール第4会議室)	12/6	[審議事項] 第1号議案 副会長の選出について 第2号議案 会員の入退会の承認について [報告事項] 報告事項1 第17回総会表決書集計について 報告事項2 課題研究の実施について 報告事項3 「学生小論文」募集結果について 報告事項4 学会誌第15号の刊行について 報告事項5 海洋政策学会誌オンライン刊行について 報告事項6 メールニュース、ニュースレター等の発行について
年次大会	第17回 (東京大学小柴ホール)	12/6	基調講演 2件 研究発表 8件 ポスターセッション 3件 パネルディスカッション 6名 学生小論文表彰式 受賞3名
定例総会	第17回 (東京大学小柴ホール)	12/6	[審議事項] 第1号議案 2024年度事業報告及び収支決算並びに監査報告について 第2号議案 2025年度事業計画及び予算について [報告事項] 報告事項1 『選挙管理委員会規程』の運用について(内規)の改正について 報告事項2 理事会等会議の実施状況 報告事項3 課題研究の実施について 報告事項4 2025年度「学生小論文」の募集結果について 報告事項5 学会誌第14号及び第15号の刊行、随時刊行について 報告事項6 メールニュース、ニュースレター等の発行について

【海洋政策情報】

● 11/25 カルヴァーリヨ ISA 事務局長、茂木外務大臣表敬

外務省は、茂木敏充外務大臣が、訪日中であった ISA のレティシア・カルヴァーリヨ事務局長による表敬を受けたことを発表した。同事務局長は、これまでの日本の ISA に対する支持と貢献について謝意を示している。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_03000.html

● 12/12 日本、BBNJ 協定加入書寄託

外務省は、ニューヨークの国連本部にて、BBNJ 協定の加入書を国連事務総長に寄託したことを発表した。なお、本協定の締結については、2025年5月23日に国会の承認を得ている。本協定は、2026年1月17日に発効した。本ニュースレター刊行日時点では145カ国が署名、85カ国が批准（EUを含む）している。米、英、独、伊、豪、ニュージーランド、カナダ、オランダなどは批准していない。

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ocn/pagew_000001_02230.html

UN <https://press.un.org/en/2026/sgsm22986.doc.htm>

● 12/16 国土交通省「第10回海における次世代モビリティに関する産学官協議会」開催

国土交通省は、「第10回海における次世代モビリティに関する産学官協議会（令和7年度第2回）」を開催した。本協議会は、海の次世代モビリティ（ASV、AUV、ROV等）に関する産官学が集う協議会であり、現在、海の次世代モビリティに関する将来ビジョンとロードマップの策定について議論が行われている。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/sosei_ocean_fr_000028.html

● 12/23 再エネ海域利用法改正法関連政令が閣議決定

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」等が閣議決定された。これにより、EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置許可等が規定された、第217回国会にて成立した再エネ海域利用法改正法が2026年4月1日に施行される。

<https://www.meti.go.jp/press/2025/12/20251223002/20251223002.html>

● 1/5 国内初の浮体式洋上ウインドファームの商用運転開始

五島フローティングウインドファーム合同会社は、国内初の複数基を設置した浮体式洋上風力発電所「五島洋上ウインドファーム」（16.8MW）の商用運転開始を発表した。このウインドファームは、再エネ海域利用法に基づき、公募占用計画の認定を得た国内第

1号案件である。浮体上部は鋼、浮体下部はコンクリートという構造のハイブリッドスパ一型浮体が採用されている。

https://www.toda.co.jp/news/2026/20260105_006181.html

● 1/11～2/14 JAMSTEC 「ちきゅう」出航、南鳥島 EEZ 海域での採鉱システム接続試験実施へ

JAMSTEC は、第 3 期 SIPにおいて、1月 11 日から 2 月 14 日の予定で南鳥島 EEZ 海域において、レアアース泥採鉱システム接続試験を実施することを発表した。主要メディアによると、1月 12 日に地球深部探査船「ちきゅう」は出航している。

2月 1 日には、レアアース泥が船上に揚泥されたことが速報で伝えられている。

https://www.jamstec.go.jp/j/about/press_release/20251223/

https://www.jamstec.go.jp/j/about/press_release/20260202/

● 2/1 海洋状況表示システム（海しる）リニューアル

海上保安庁が提供している海洋状況表示システム（海しる）が、リニューアルされた。地図表示デザインが刷新されている。

<https://www.msil.go.jp>

【セミナー・シンポジウム情報】

● 2/11 第5回神戸 PCRC 南極公開シンポジウム

2026年5月に広島国際会議場で開催される南極条約協議国会議（ATCM）に向けて、神戸大学極域協力研究センターが主催する「広島 ATCM 100 日前企画 / 第5回神戸 PCRC 南極公開シンポジウム：ATCM ってなんですか？南極と広島をつなぐ平和・科学・環境の未来」が広島平和祈念資料館で開催されます。参加登録はウェブサイト上で受け付けています（参加登録は2月9日17時まで）。

案内サイト https://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-pcrc/hiroshima_antarctic_symposium2026/

● 3/10-11 海と地球のシンポジウム

東京大学大気海洋研究所と海洋研究開発機構が共催する「海と地球のシンポジウム」が、東京大学弥生キャンパスで開催されます。参加登録はウェブサイト上で受け付けています（参加登録は2月20日まで）。

案内サイト <https://www.jamstec.go.jp/j/pr-event/ocean-and-earth2025/>

申し込みサイト <https://www.jamstec.go.jp/j/pr-event/ocean-and-earth2025/entry.html>

● 3/13 国際シンポジウム「新時代北極と日本の針路」

内閣府が主催する北極政策国際シンポジウムが、三田共用会議所で開催されます。

第4期海洋基本計画、海洋開発等重点戦略等を踏まえ、北極政策の見直しも視野に、北極に関する分野横断的かつ国際的な議論を通じて我が国の取組の発信及び関係各国との連携強化を目的とした国際シンポジウムを開催。対面+オンライン、日英同通。参加登録はウェブサイト上で受け付けています（参加登録は3月4日まで）

<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/arcticpolicy/symposium/symposium2026.html>

● 3/21 水産海洋シンポジウム

水産海洋学会が主催し、水産研究・教育機関 水産資源研究所が共催する「水産海洋シンポジウム：水産資源解析×ゲノミクス=ゲノム水産資源解析：現代的統合と今後の展開」が、東京海洋大学白鷹館で開催されます。参加登録はウェブサイト上で受け付けています（参加登録は3月6日まで）。

案内サイト <https://www.fra.go.jp/home/kenkyushokai/event/2025/20260321Symposium.html>

● 3/26-29 日本水産学会令和8年度春季大会

令和8年度日本水産学会春季大会が東京海洋大学品川キャンパスにて開催されます。参加申し込みはウェブサイト上で受け付けています。

案内サイト <https://www.gakkai-web.net/jsfs/kaikoku2026S>

● 4/22-24 SEA JAPAN2026

SEAJapan が次世代海事産業のための国際展示会として東京ビッグサイトにて開催されます。1994年から隔年で開催している国際海事展「Sea Japan」は、造船・海運・舶用機器など海事産業のための国際展示会です。今回は、次世代海事産業のための国際展示会としてさらに規模・領域を拡大し、オフショア・港湾技術展「Offshore & Port Tech」に加え、デジタル分野における生産性向上、働き方改革、新たな価値創造にフォーカスした「Digital Solution Square」を初開催します。来場の事前申し込みが始まっています。

案内サイト <https://www.seajapan.ne.jp/>

● 11/25-26 OXExpo (Ocean Transformation Exhibition)

OXExpo がパシフィコ横浜にて開催されます。海洋都市である横浜市および産学官の関係者が集まる海洋都市横浜うみ協議会、海と産業革新コンベンション実行委員会が主催の「うみコン（海と産業革新コンベンション）」を発展させる形での開催です。「第4期 海洋基本計画」の中で示されたオーシャントランスフォーメーション（OX）を産官学連携で推進し、国内外に広く情報発信する場として、次世代の海洋産業に貢献することを目指しています。現在出展の募集を行っています。

案内サイト <https://oxexpo.jp/>

編集後記

この数か月、“造船”“海洋”的分野に、21世紀にはちょっと経験したことが無い強めの追い風（突風？）を感じることが多いです。次の機会にはその芽が出てきたことが伝えられればと思います。（村井基彦）

静岡に暮らし、駿河湾のきらめきや港の風景、すぐそばでとれた海の幸が日常にあります。海の豊かさを未来につなげることの重要性を実感しつつ、その恵みをいただいています。（大久保彩子）

レアアース泥の揚泥成功、BBNJ協定の発効など、深海における活動について議論がさらに加速していくことだと思いますので、今後の展開に注視したいと思います。（青木望美）

JSOP Newsletter （日本海洋政策学会ニュースレター）No.22 発行：2026年2月



日本海洋政策学会事務局
〒105-0001 港区虎ノ門 1-15-16 笹川平和財団ビル 8F
TEL : 03-6457-9701 e-mail : office@oceanpolicy.jp
Website : <https://oceanpolicy.jp>